

平成 3 0 年 度

酒田市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

酒 田 市 監 査 委 員

監 発 第 18 号
令和元年8月26日

酒田市長 丸 山 至 様

酒田市監査委員 加 藤 裕

酒田市監査委員 後 藤 仁

平成30年度酒田市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査をしたので、別紙のとおり意見を提出します。

健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

平成30年度酒田市健全化判断比率
その算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和元年7月5日から令和元年8月26日まで

3 審査の方法

この審査は、市長から審査に付された健全化判断比率の算定及びその比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令等に基づき算定され、適正に作成されているかを主眼として、関係書類と照合審査するとともに、関係職員の説明を聴取して審査を行った。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率の算定及びその比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して算定され、適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	平成29年度 (%)	平成30年度 (%)	早期健全化 基準 (%)	財政再生 基準 (%)	備考
実質赤字比率	—	—	11.84	20.00	実質赤字なし
連結実質赤字比率	—	—	16.84	30.00	連結実質赤字なし
実質公債費比率	11.3	10.6	25.0	35.0	
将来負担比率	42.4	34.3	350.0	—	

5 審査意見

平成30年度酒田市一般会計歳入歳出決算等における実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも早期健全化基準を相当程度下回っているが、今後とも健全な財政運営を推進されるよう望むものである。

資金不足比率審査意見

1 審査の対象

平成30年度酒田市資金不足比率
その算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和元年7月5日から令和元年8月26日まで

3 審査の方法

この審査は、市長から審査に付された資金不足比率の算定及びその比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令等に基づき算定され、適正に作成されているかを主眼として、関係書類と照合審査するとともに、関係職員の説明を聴取して審査を行った。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率の算定及びその比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して算定され、適正に作成されているものと認められた。

会計名	平成29年度 (%)	平成30年度 (%)	経営健全化 基準 (%)	備考
酒田市水道事業会計	—	—	20.0	資金不足なし
酒田市下水道事業会計	—	—		資金不足なし
酒田市風力発電事業特別会計	—	—		資金不足なし
酒田市定期航路事業特別会計	—	—		資金不足なし

(注) 酒田市風力発電事業特別会計は平成30年度から設置された。

5 審査意見

すべての会計において経営健全化基準による資金不足は生じていないが、今後とも安定した経営基盤の構築を望むものである。

決 算 審 查 資 料

目 次

◇第1表 實質公債費比率計算書

◇第2表 将来負担比率計算書

第1表 実質公債費比率計算書

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\text{(A 地方債の元利償還金 + B 準元利償還金) - (C 特定財源 + D 元利償還金 \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{E 標準財政規模 - D 元利償還金 \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

	A 元利償還金	B 準元利償還金	C 特定財源	D 基準財政需要額算入額	E 標準財政規模	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3か年平均)
30年度	7,533,412	2,317,855	1,406,471	6,128,382	29,337,757	9.98051	10.6
29年度	7,596,443	2,401,214	1,480,373	6,080,785	29,791,316	10.27602	11.3
28年度	7,617,869	2,821,758	1,533,574	6,110,531	29,842,611	11.77951	11.8

B 準元利償還金の内訳

	公営企業繰入金	一部事務組合等負担金	公債費に準ずる債務負担行為	一時借入金利子	計
30年度	2,236,382	39,028	42,445	0	2,317,855
29年度	2,315,500	40,538	45,176	0	2,401,214
28年度	2,496,439	275,471	49,830	18	2,821,758

D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の内訳

	事業費補正算入分	災害復旧費等算入分	密度補正算入分	計
30年度	1,901,859	3,962,452	264,071	6,128,382
29年度	1,969,623	3,845,641	265,521	6,080,785
28年度	2,204,763	3,642,478	263,290	6,110,531

第2表 将来負担比率計算書

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{A 将来負担額} - \text{B (充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{C 基準財政規模} - \text{D 元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

(単位 千円)

A 将来負担額の内訳		組合					退職手当		設立法人		計	
	地方債現在高	債務負担行為 支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	退職手当 負担見込額	設立法人 負担見込額	設立法人 負担見込額			
30年度	61,429,845	43,393	24,949,552	350,278	350,278	8,174,114	8,174,114	0	0	94,947,182		
29年度	63,119,669	84,172	26,390,986	198,636	198,636	8,879,950	8,879,950	0	0	98,673,413		
28年度	62,602,831	126,739	27,271,818	192,182	192,182	8,785,250	8,785,250	0	0	98,978,820		

B 充当可能財源等の内訳

	充当可能 基金	充当可能 特定歳入	基準財政需要額 算入見込額		合計
			うち都市計画税	基準財政需要額 算入見込額	
30年度	10,300,925	13,507,345	7,345,399	63,162,453	86,970,723
29年度	10,585,648	13,973,310	7,850,846	64,058,159	88,617,117
28年度	10,538,173	14,156,345	8,247,992	63,681,395	88,375,913

C 基準財政規模	D 基準財政 需要額算入額
29,337,757	6,128,382
29,791,316	6,080,785
29,842,611	6,110,531

将来負担比率 (%)

30年度	34.3	A	94,947,182	-	86,970,723	B	7,976,459
		C	29,337,757	-	6,128,382	D	23,209,375
29年度	42.4	A	98,673,413	-	88,617,117	B	10,056,296
		C	29,791,316	-	6,080,785	D	23,710,531
28年度	44.6	A	98,978,820	-	88,375,913	B	10,602,907
		C	29,842,611	-	6,110,531	D	23,732,080